

## 地域生活支援拠点等の整備について

市では、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本指針において、令和5年度末までに地域生活支援拠点等を1か所以上確保し当該拠点等の運用状況を検証及び検討する場を年1回以上開催する体制を確保することを目標としていることから、次の内容で、整備を推進します。

### 拠点に備える機能及び整備手法等

当該拠点に備える機能については、5つの機能とされていますが、地域の実情等に応じた対応が可能とされていることから、最終的に全ての機能を備えることを目指しますが、まず、①相談 及び ②緊急時の受け入れ・対応の機能を先行し、「面的整備型」をイメージし、整備を進めることとします。

令和5年度予算成立及び事業実施要綱の告示後、令和5年度中に、順次、申請書等を提出いただき、登録、設置していくこととします。

### 申請（登録）により算定が可能となる主な加算について

#### ○ 相談機能

《地域生活支援拠点等相談強化加算》 700単位/回

##### 1 内容

市が地域生活支援拠点等として位置付けた指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談事業所が、要支援者や家族等からコーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合、要支援者1人に月4回を限度として所定単位数を加算する。

##### 2 対象サービス

計画相談支援、障害児相談支援

#### ○ 緊急時の受け入れ・対応の機能

《緊急短期入所受入加算（Ⅰ）》 180単位/日（福祉型）

《緊急短期入所受入加算（Ⅱ）》 270単位/日（医療型）

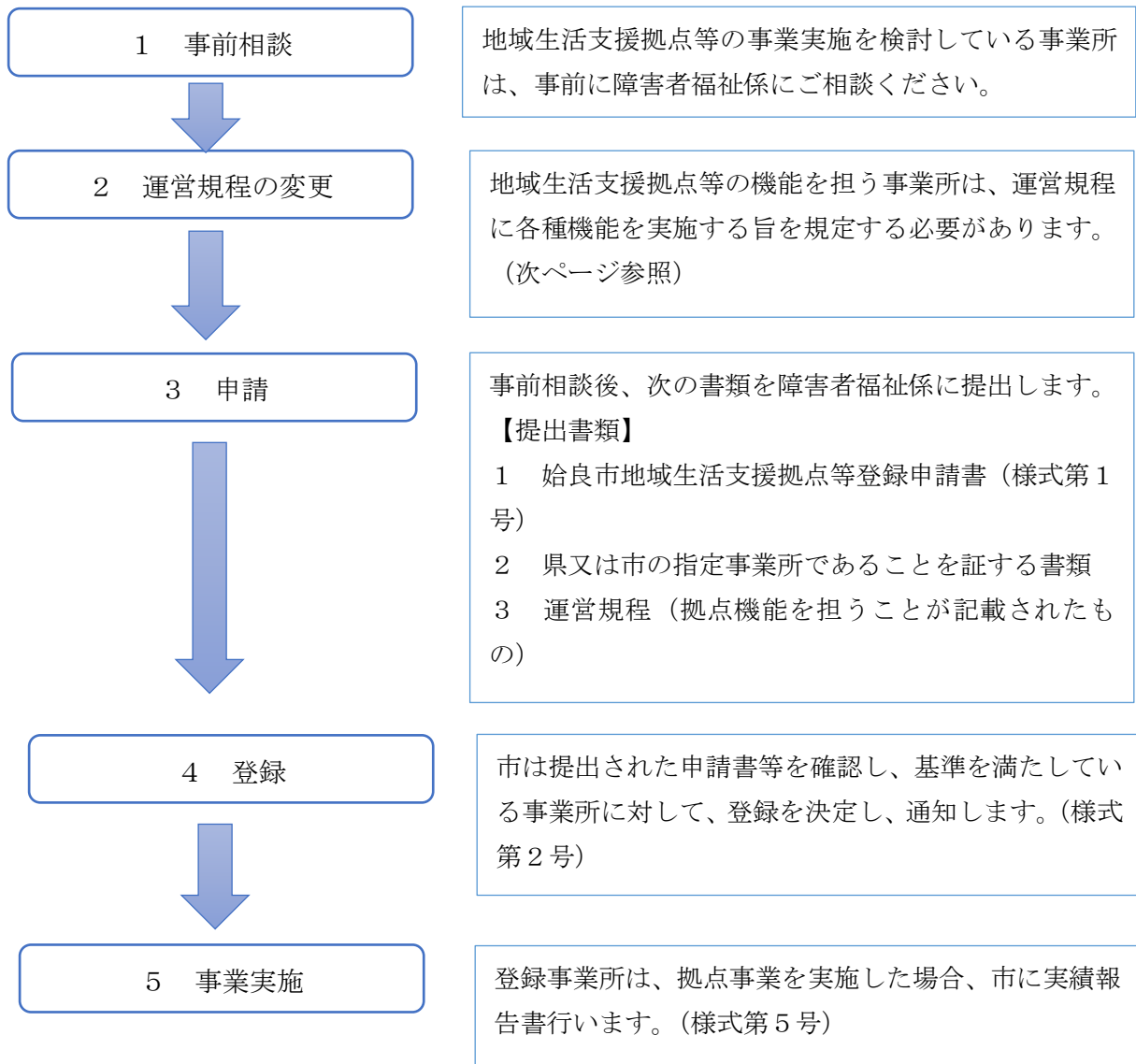
##### 1 内容

市が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所が、緊急利用を受け入れた場合に、当該緊急利用者に対して初日から7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度に算定する。

##### 2 対象サービス

短期入所

## 事業所の申請について



運営規程の記載例等について

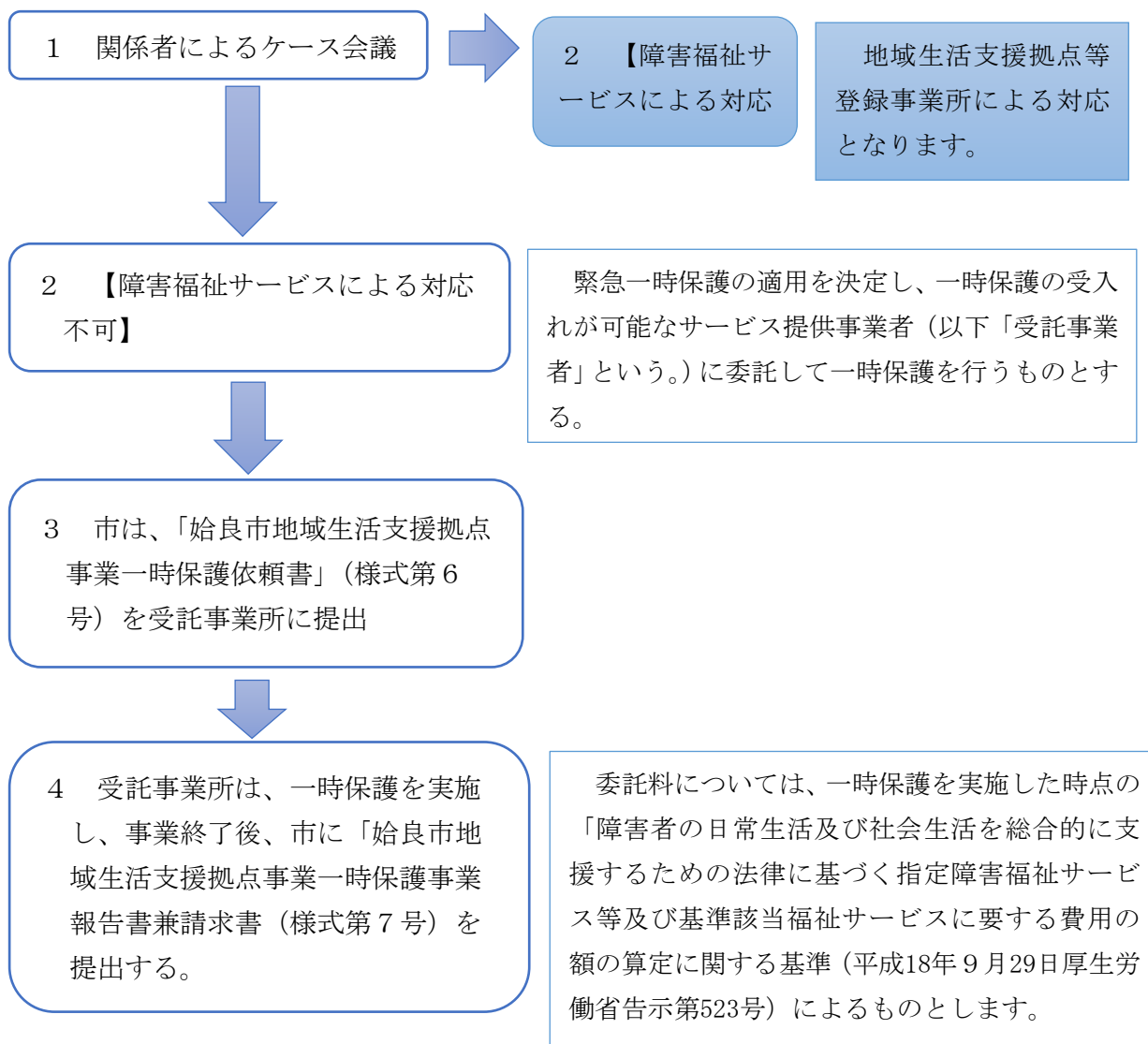
地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届け出を行う際には、次の条項を運営規程に追加する必要があります。

運営規程の記載例	留意事項
<p>(地域生活支援拠点等の機能)</p> <p>第●条 事業所は、始良市の地域生活支援拠点として、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。</p> <p>(1) 相談</p> <p>緊急時の支援の見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能</p> <p>(2) 緊急時の受入れ・対応</p> <p>短期入所等を活用した緊急時の受入体制等を確保したうえで、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等必要な対応を行う機能</p>	<p>※1 指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談事業所が届出を行う場合は、(1)及び(2)の機能を担うことを運営規程に規定することが、申請の要件となります。</p> <p>※2 短期入所事業所が届出を行う場合は、(2)の機能を担うことを運営規程に記載することが、申請の要件となります</p>

\* 上述の運営規程は記載例です。各事業所の実態や運営規程に応じた内容とした上で作成ください。

## 一時保護事業について

本事業については、養護者による虐待、養護者の急病や死亡に伴い、生命及び身体に危険が生じている若しくは適切な養護を受けることができない状態になっているなど、著しく緊急性があるケースのうち、総合支援法（又は児童福祉法）による障害福祉サービスの利用対象とならないケースに対し適用する事業とします。



（参考）令和4年9月時点の報酬単価

基礎単価	9,030円/日
緊急短期入所受入加算	1,800円/日
送迎加算	1,860円/片道
食事提要加算	480円/日

## 地域生活支援拠点等について

### Q 1：拠点等の整備の目的は？

拠点等は障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用  
⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ② 体験の機会を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備  
⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

### Q 2：拠点等に必要な機能は？

拠点等の整備に当たっては、支援困難な障害児者の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、原則、次の5つの機能全てを備えることとされていますが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に自治体で行うこととされています。

- ① 相談      ② 緊急時の受け入れ・対応      ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成      ⑤ 地域の体制づくり

### Q 3：必要な機能の具体的な内容は？

#### ① 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

#### ② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### ③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

#### ④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

Q 4：拠点等の整備はどのように進めていくのか？

- 拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、GHや障害者支援等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」をイメージとして示されていますが、これらにとらわれず、地域の実情に応じた整備を行うことが可能とされています。
- 第6期障がい福祉計画の基本指針においては、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本」とされていることから、本市では、令和5年度中の整備に向けて、本年度中に整備の方向性を協議会に提示する予定です。

Q 5：拠点等の運営はどのように行っていくのか？

- ① 拠点等において支援を担う者（以下「支援者」という。）の協力体制の確保・連携
  - 支援者が拠点等における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施しなければなりません。
  - また、関係機関等との役割分担及び連携の強化を図るために、拠点等の運営に当たっては、協議会等における連携を基礎とし、市の障害福祉施策との一体性を保ちながら、地域で生活する障害者等やその家族が、緊急時に等しく利用できる公正、公平・中立な運営を行い、市と拠点等がそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制を構築していくことが必要です。
- ② 拠点等における課題等の活用について

拠点等においては、個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要です。そのため、例えば、支援者レベルの検討会を開催し、蓄積された事例を集約し、自立支援協議会の部会等の場に報告することが必要です。
- ③ 拠点等に必要な機能の実施状況の把握

市は、拠点等に必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、例えば、自立支援協議会の部会等の場を活用して、拠点等の運営に必要な機能の実施状況を把握しなければなりません。

（平成31年3月 厚生労働省保健福祉部 「地域生活支援拠点等について ～地域生活支援体制の推進～【第2版】」 から抜粋）